

1年生の保護者の皆様へ

京都府奨学のための給付金のお知らせ (4月～6月分 新入生一部早期給付) 【京都府外の私立高等学校等在籍生徒の保護者用】

京都府内に在住する令和4年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税世帯又は生活保護(生業扶助受給)世帯の保護者等に対し、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、給付金を支給します。(返還は不要)

【1】奨学のための給付金を申請・受給できる方

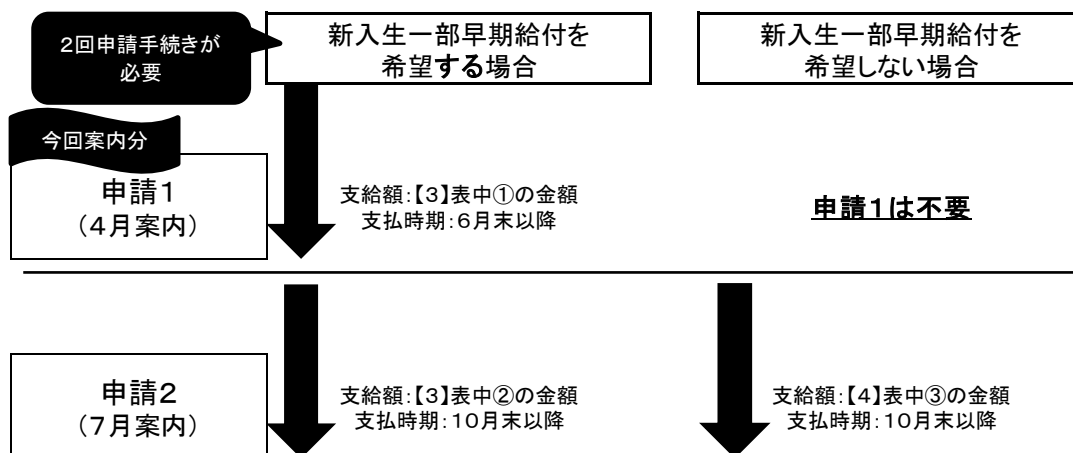
令和5年4月1日現在、次の①～⑤を、**全て満たす方**

- ① 保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)、又は生活保護(生業扶助)受給世帯である。
- ② 保護者等(親権者全員)が、京都府内に在住。
※保護者等(親権者)のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が京都府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。(海外在住は対象外)
- ③ 高校生等が、高等学校等就学支援金対象校である学校又は高等学校等専攻科に在学しており、休学中でない。
※授業料免除のため、高等学校等就学支援金の受給資格認定を受けていない生徒であっても申請できます。
- ④ 高校生等が以下の資金の給付を受けていない。
※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」のうち、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等で給付を受けている場合を除く。)
- ⑤ 高校生等が、通算3回(定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等は通算4回)以上、本給付金の給付を受けていない。
※学び直し支援金受給者は、追加で1回受給可能(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大2回まで)。

【2】新入生一部早期給付とは

特に入学時の負担が大きい1年生について、一部早期給付を希望する場合は、4～6月分相当(年額給付額の1/4)を前倒しで支給します。4～6月分は令和4年度の課税証明書等で判断します。

なお、7～3月分(年額給付額の3/4)は令和5年度の課税証明書等で判断するため、1年で2回申請手続きが必要です(7～3月分の申請については、7月頃にホームページに改めて案内を掲載する予定です)。



【3】給付金額

区分	対象高校生等	①一部早期給付額 (申請1回目) (年額の1/4)	②一部早期給付 の残額 (年額の3/4)	③給付額(年額)
A	生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等 【全日制等、通信制】(※1)	13,150円	39,450円	52,600円
B	1 通信制以外の高等学校に通う高校生等 (3に該当する場合を除く。) 【全日制等】	34,400円	103,200円	137,600円
	2 通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生等 【通信制、専攻科】	13,025円	39,075円	52,100円
C	3 通信制以外の高等学校に通う高校生等で、 次のア又はイのいずれかに該当する高校生等 【全日制等】	38,000円	114,000円	152,000円
	ア 同一の保護者に扶養されている高校生等が2人以上いる場合で、 2人目以降の高校生等(※2)			
	イ 同一の保護者に扶養されている15歳(中学生を除く。)以上 23歳未満(※3)の高校生等でない兄弟姉妹がいる高校生等			

注: 非課税世帯で、通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等*がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て「2」の給付額になり、通信制又は専攻科以外の高校生等は、すべて「3のア」の給付額になります。(※複数の高校生等は兄弟姉妹の場合に限る。)

※1 生活保護受給世帯の専攻科の方はBの2の支給額になります。

※2 同一の保護者に扶養されている高校生等が兄弟姉妹の場合に限る。

※3 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満とは、平成12年4月3日～平成20年4月1日までに生まれた方が該当。

【4】申請に必要な書類

以下A～Cの区分は、【3】給付金額の区分です。

区分	必要な書類
全員	申請書(別記第1号の3様式)
	給付金振込先口座の通帳のコピー (金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、名義が記載されているページ)

+

区分	必要な書類
A	生活保護(生業扶助)受給証明書 ※発行日が令和5年4月1日以降であること
B	令和4年度非課税(道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が0円)がわかる書類 ＝保護者(親権者全員)の下記①から③の書類のいずれか ①市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書のコピー ②市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書の原本 (ただし、学校に既に他制度の申請等で、課税証明書又は非課税証明書の原本を提出している場合は、コピーでも可) ③納税(非課税)通知書のコピー。通知書が複数枚の場合は全てのページのコピー。
	保護者のうち一方が控除対象配偶者(同一生計配偶者)であることが上記①～③の書類で確認できる場合は、控除対象配偶者(同一生計配偶者)の上記①～③の書類の提出は不要です。
C	令和4年度非課税(道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が0円)がわかる書類 (上記Bと同じ)
	該当の兄弟姉妹等の健康保険証の写し(国民健康保険加入者は扶養申立書も必要) ※被保険者等記号・番号等の記載がある場合は、マスキングをした上、提出してください。

【5】申請書の記入・留意事項

○記入上の注意

- ・基準日（令和5年4月1日）現在の状況により記入してください。
- ・修正テープ、修正液は使用しないでください。訂正する場合は、二重線で削除して、空欄に訂正後の内容を記載してください。
- ・消せるボールペンのインクで記入の場合、再提出をお願いすることがあります。

○はじめの4点に間違いがないか確認

- ・✓点を付けてから記入を始めてください。✓点がない場合、申請は受付できません。

1 申請者に関する事項

申請者は、生徒ではなく保護者等です。

- ・生徒に15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合
保護者（親権者）2名（父・母）のうち、当該兄弟姉妹を健康保険上扶養している方を申請者としてください。
- ・それ以外の場合
保護者（親権者）2名（父・母）のうち、代表する1名を申請者としてください。

2 生徒に関する事項

- ・「高等学校等における在学期間」欄は、申請時点で**在学中の学校から新しい順に**記入してください。（中学校以前の在学について記入する必要はありません。）
- ・「奨学のための給付金」を受給した回数を該当の口に✓チェックしてください。

3 保護者等に関する事項

- ・生徒の保護者全員（申請者を含む。）の氏名・フリガナ等を記入してください。
- ・保護者のいずれかの住所が京都府でない場合は、その理由を記入してください。
※世帯の生活の本拠地が京都府でない場合は、生活の本拠地とする都道府県へ申請してください。
- ・保護者のうち一方でも、海外在住等で課税証明書が発行されない場合は、対象外となります。

4 生活保護受給の有無 ※必ず記入すること。

- ・令和5年4月1日現在の「生業扶助」の受給の有無を記入してください。
- ・生業扶助を受給されている場合は、生業扶助の受給が確認できる生活保護受給証明書を添付してください。（発行日は令和5年4月1日以降であること）
- ・世帯員全員の氏名の記載がある生活保護受給証明書を添付してください。
- ・生業扶助を受給されていない場合は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる書類を添付してください。

5 保護者等に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中学生を除く。）に関する事項

- ・「扶養」とは**健康保険上の扶養**を指します。（税法上の扶養ではありません）
- ・生活保護（生業扶助）受給世帯の方は、記入不要です。
- ・令和5年度の申請の場合、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹とは、生年月日が平成12年4月3日から平成20年4月1日までの方が該当します。
- ・該当の兄弟姉妹が高校生等の場合、在学している学校名を記入し、その学校の課程の該当の口に✓チェックしてください。
- ・該当の兄弟姉妹が高校生等でない場合、「高校生等でない」の口に✓チェックしてください。
- ・記入した兄弟姉妹の健康保険証（国民健康保険証）のコピーを添付してください。（貼付台紙）

【健康保険証】

兄弟姉妹が本人（被保険者）の健康保険証をお持ちの場合は、申請者に健康保険上扶養されていることが確認できないため、兄弟姉妹がいない者として給付金額を判定しますのでご注意ください。

（例）申請者が母親、健康保険証の扶養関係が父-子である場合、母親と子の扶養関係が確認できないため、兄弟姉妹は0名とする。

※上記の場合、申請者を父親とすると、兄弟姉妹の扶養関係が確認可能。

【国民健康保険証】

健康保険上の扶養関係が確認できないため、申請者が当該兄弟姉妹を扶養している場合は、必ず国民健康保険証の写しと扶養申立書（貼付台紙）の両方を提出してください。

6 所得の状況等に関する確認事項

- ・控除対象配偶者（同一生計配偶者）の所得に関する証明書類（課税証明書等）の添付を省略する場合は、（1）の□に✓チェックし、控除対象配偶者（同一生計配偶者）の氏名を記入してください。
- ・保護者が一人の場合は、（2）の□に✓チェックし、氏名を記入してください。
- ・保護者のうち一人が他府県在住で、他府県へ同申請を申し込まない場合は、（3）の□に✓チェックしてください。

7 申請内容等に関する個人情報京都府が活用することについての同意

- ・京都府のその他の奨学金等について、奨学のための給付金を受給した場合、支給額が調整されるものがあります。該当の奨学金等から奨学のための給付金の受給状況について照会があった場合、その求めに応じて、受給状況を回答します。
- ・該当の奨学金等の受給の有無に関わらず全ての方が、署名してください。

○該当する奨学金等

- （1）京都府高等学校等定時制通信制修学奨励金 （2）京都府高等学校等修学資金
（3）交通遺児奨学金 （4）母子家庭奨学金 （5）京都府高校生給付型奨学金

8 在学状況等に関する証明

- ・在学校で記入するため、保護者（申請者）の方は記入しないでください。
- ・令和5年4月1日現在に在学する学校の校長による証明となります。

9 給付金の振込口座

- ・支給決定後、「京都府奨学のための給付金」を振り込む口座になります。申請者本人（生徒ではなく保護者等です。）の口座を記入してください。

※やむを得ず、申請者以外の口座を希望する場合、申請者の委任状の提出が必要です。委任状は学校より入手するか、ホームページからダウンロードして記入の上、申請書と併せて提出してください。

【注意】

●申請後、給付までの期間に申請事項に変更が生じた場合（住所、口座名義等）は、変更届出の提出が必要です。変更届出の様式については、在学する学校より入手するか、ホームページから「変更届」（第4号様式）をダウンロードしてください。

●補正書類を文教課に再提出する場合には、必ず封筒に「奨学のための給付金(補正)」と朱書きし、封筒に送り主の住所・氏名も記載してください。

【6】申請書提出先・提出期限

以下の宛先に直接郵送してください。

■宛先：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府文化生活部文教課 奨学のための給付金担当

※必ず封筒に「奨学のための給付金(申請)」と朱書きし、封筒に送り主の住所・氏名も記載してください。

■提出期限：令和5年4月30日(日) ※当日消印有効

※学校が取りまとめを行っている場合、学校に提出してください。

その場合の提出期限については、学校にお問い合わせください。

今回お申込みの「京都府奨学のための給付金」のお問い合わせ先（私立担当）
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府文化生活部文教課
奨学のための給付金担当（電話：075-414-4516, 4542）
受付時間：午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時までを除く）
※土曜・日曜・祝日を除く